

精神保健福祉対策本部の設置について

1. 趣旨

我が国の精神保健医療福祉は、数次にわたる精神保健福祉法改正、障害者プランの実施等により、一定の改善が図られてきているものの、依然として社会的入院の存在や社会復帰施設・サービスの不足、病床数の多さ、国民の理解不足等の問題が指摘されている。

このため、社会保障審議会の検討結果を踏まえ新たな「障害者基本計画」及び「障害者プラン」が策定されることとなっており、これに基づき、各種施策の推進を強力に図っていくこととしている。

また、国会での心神喪失者等医療観察法案の審議においては、社会的入院を10年以内に解消すべく総合的な対策を推進することや、一般精神医療の質を向上させることなどの指摘が強くなされているところである。

こうした状況を踏まえ、これらの課題について、計画的かつ着実な推進を図るため、厚生労働省内に「精神保健福祉対策本部」を設置する。

2. 主な課題

- 「障害者プラン」の計画的かつ着実な推進（特に社会的入院の解消に向けた施策の推進）
 - ① 住まいの確保、精神障害者社会復帰施設の確保、精神障害者居宅生活支援事業の充実
 - ② 精神科プライマリケアの充実等、地域における精神保健医療体制の充実
 - ③ 地域における介護・福祉サービス利用の促進
 - ④ 精神疾患への正しい理解の促進と心の健康対策の推進 等

- その他、一般精神医療の質の向上など心神喪失者等医療観察法案の修正案附則第3条に掲げられた諸問題への対応
 - ① 精神病床の機能分化の推進等による良質な精神医療の確保
 - ② 措置入院のあり方の改善 等

3. 構成

対策本部の構成は次のとおりとし、対策本部の下に関係課長等により構成される検討チームを設置する。

<対策本部>

本部長：厚生労働大臣
本部長代理：厚生労働副大臣
副本部長：事務次官、厚生労働審議官
本部員：官房長
医政局長
健康局長
国立病院部長
安全衛生部長
高齢・障害者雇用対策部長
社会・援護局長
障害保健福祉部長（事務局長）
老健局長
保険局長

<関係課>

大臣官房 総務課
医政局 総務課、指導課、看護課
健康局 総務課（地域保健室・保健指導室）
国立病院部 政策医療課
安全衛生部 労働衛生課
高齢・障害者雇用対策部 障害者雇用対策課
社会・援護局 保護課、地域福祉課
障害保健福祉部 企画課、
精神保健福祉課（庶務担当）
老健局 総務課、振興課、老人保健課
保険局 総務課、医療課

4. 今後の進め方

2に掲げた課題について、第一ステップとして、平成16年度予算に反映させるべく、来年夏の概算要求を目途に具体的な対応方針を検討する。その後も順次施策を実施に移す。